

第28回(2020年度)事業報告書

(2020年4月1日から2021年3月31日)

公益財団法人 ニッセイ緑の財団

目次

I. 事業報告	
1. 事業概要	1 頁
2. 森林づくり事業	2 頁
3. 森林を愛する人づくり事業	6 頁
4. 庶務事項	14 頁
II. 貸借対照表	21 頁
III. 正味財産増減計算書	22 頁
IV. 財務諸表に対する注記	26 頁
V. 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書	30 頁
VI. 財産目録	31 頁
独立監査人の監査報告書	37 頁
監事監査報告書	39 頁

I. 事業報告

1. 事業概要

当財団は、“森林の保護、育成を図り、もって幅広く環境の保全に資する”ことを目的に1993年（平成5年）に設立され、2020年度（令和2年度）で28年目を迎えた。

2020年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、出張や対面イベント開催等の大幅な制限を受けた中で、様々な工夫を行いながら活動を展開した。

「森林づくり事業」では踏査等の出張がままならない中で、従来以上に電話・メール等を活用して森林管理署・林業事業体等とのコミュニケーションを確保することで6か所での植樹・改植を行ったことをはじめ適時適切な施業を実施した。

また、全国各地での環境貢献と、森林づくりボランティア活動の継続を図るために、新規の森の獲得に取り組み、新たに4箇所の新森の契約・協定を締結した。この結果、“ニッセイの森”200か所を達成し、年度末には“ニッセイの森”は203か所となった。

「森林を愛する人づくり事業」では、森林づくりボランティア活動は全て中止となったが、オンライン発信サービスの拡充に努め、全国の“ニッセイの森”の紹介やオンライン環境講座を開催し、対前年度比約50倍となる、のべ1,129万人に視聴いただいた。

また地域毎のコロナ感染状況を見極めながら、ふれあい森林教室等を頻度・規模を縮小して開催した。

さらに、非対面型（オフサイト）の活動を強化して、学校の木のおしおき・樹木名プレートを全国約389校で活用していただいたことに加え、クリスマスリース作りやお正月竹飾り作りをオンライン開催し、合計で、対前年度比約3倍となる68,299名の方々に参加していただいた。

こういった財団の長年にわたる独自性・地域密着性の高い取組みが評価され、「令和2年度全国育樹活動コンクール」において、最高賞である「農林水産大臣賞」を受賞した。

2. 森林づくり事業

(1) 新規の森の取得

全国各地での環境貢献と、森林づくりボランティア活動の継続を図るために、新規の森の取得を行った。新たに取得した森の概要は以下の通りである。

名称	所在地	面積
にっしんの森	北海道茅部郡森町	1. 12 h a
閑乗寺の森	富山県南砺市	0. 43 h a
三朝の森	鳥取県東伯郡三朝町	2. 55 h a
出雲の森	島根県出雲市芦渡町	1. 48 h a

(2) ニッセイの森の現状 (全体)

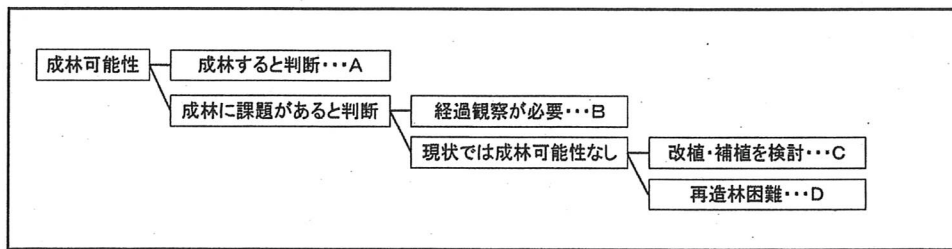
今年度、新たに獲得をした4つの森を加えて”ニッセイの森”は全国で203箇所となった。各地域別の概要は以下の通りである。

地域	箇所数	植樹本数	面積
北海道	20箇所	9.9万本	39.25 h a
東北	32箇所	21.6万本	81.60 h a
関東	25箇所	22.0万本	61.95 h a
甲信越・北陸	14箇所	8.8万本	34.52 h a
東海	21箇所	13.0万本	44.19 h a
近畿	17箇所	9.6万本	33.10 h a
中国	23箇所	14.0万本	49.93 h a
四国	12箇所	8.3万本	28.15 h a
九州・沖縄	39箇所	28.3万本	95.24 h a
全国計	203箇所	137万本	467.96 h a

(3) 「法人の森林」制度に基づく森林づくり事業

① 成林可能性ランク

踏査による状況確認を実施し、成育状況に応じたランクの見直しを行った。



ランク	各ランクの定義	箇所数 (対前年)	今後の方策
A	成林可能な森	173 (+4)	成育状況・林齢等に応じた施業の実施判断 ※成林には問題ないが、獣害等を懸念すべき森については経過的に観察を実施
B	経過観察が必要な森	16 (±0)	
B1	当面注視する森 (現段階で特別な追加施業不要)	11 (±0)	成育状況・林齢等に応じた施業の実施判断 ※毎年の被害状況報告や現地確認を通じ継続的に注視
B2	通常の施業に加え、更新補助作業等を必要とする森	4 (±0)	適切な更新補助作業の実施 【対象】富士の森⑧(静岡県) 伊豆の森①②(静岡県) 高尾野の森(鹿児島県) 踏査、外部専門家調査等の結果を踏まえ、獣害対策の確実な実施の下での補植等を検討
B3	直近の林業事業体の報告では、成林可能性ランクの判断情報が不足する森	1 (±0)	【対象】飯館の森(福島県) 地域の森林管理の実態等を踏まえ、対応を検討
C	現状のままでは成林可能性なしと判断している森(補植・改植、防護柵設置等により成林が可能か否かの判断が必要)	0 (±0)	【対象】なし 成林可能性が低いと判断すれば分収造林契約の解除を検討
D	現状で再造林が困難であると判断し、森林管理署へ分収造林契約の解除要請を行う森	0 (±0)	【対象】なし

② 保育施業・調査

(a) 保育施業

新規森の獲得により植樹は増加。一方で、植栽後20年を経過し間伐期に入った森が全体の過半数（箇所数ベース）を占めてきており、下刈等が減少している。

《実施施業》

施業	箇所 (面積)	昨年比	実施 時期	内容	施業方針
植栽	5箇所 (7ha)	+5箇所 (+7ha)		保育作業の効率性を勘案し 針葉樹と広葉樹の区域を分 けて実施 (改植を含む)	地拵えは植樹や下刈等に支障の ない程度に留め、末木枝条の残 存状況、植生、地形等によっ ては行わないこともある。樹種は スギ、ヒノキのほか複数の郷土 樹種の中から苗木調達 の難易等も加味して選定する。
下刈	6箇所 (16ha)	▲2箇所 (+7ha)	1～10 年生	植栽木の成育促進を図るた め、繁茂状況等に応じ、雑 草等の下刈を年1～2 回継続的に実施	原則として、2回刈は植栽から3 年まで、1回刈はその後6年ま でとする。終了の判断は、約7割の 植栽木の高さが植生高を50cm～ 1m抜け出ていることを確認し て行う。
枝打	0箇所 (0ha)	▲1箇所 (▲1ha)	15年生 前後	景観の向上、作業環境の整 備、林内の光環境の改善等 を目的とした枝の除去	原則として、下刈終了後5年程度 経過した森で枝下2mまでの範囲 で1回実施する。特別な場合を除 き、2回目（枝下4mまで）は実 施しない。
除伐	7箇所 (18ha)	+2箇所 (+10ha)	11年生 前後	植栽樹種と周辺植生が競合 している場合に育成対象木 の成育を阻害する樹木等を 中心に除去	植栽木の実生の発生、周辺植生 の侵入などによる林床植生の発 達を促すため、実施に当たって は制度等の許す範囲内で出来る だけ高い伐採率で行い、空間の 確保や林内照度の向上を図る。 伐採した木材は可能な限り”森 林を愛する人づくり事業”で活 用する。
除伐 2類	3箇所 (7ha)	▲1箇所 (±0ha)	20年生 前後	除伐後に樹冠が混みあつて きて、植栽木間の競争が激し く、成育が阻害され、或いは 下層植生が少なくなっている 場合に植栽木を適正な本 数密度に調整	
保育 間伐	3箇所 (7ha)	▲1箇所 (+1ha)	20～30 年生 前後		
ツル切	2箇所 (6ha)	+2箇所 (+6ha)	随時	植栽木・高木性有用木の 幹・枝に巻き付き、成育を 阻害するつるを除去	ツルの繁茂状況を把握して、原 則として、除伐と同時に実施す る。

(b) 森の踏査

森の踏査は、原則として森林管理署と林業事業体に同行を依頼して、3者で実施していたが、コロナ禍の影響を受け、出張制限が掛かり25箇所への踏査に留まった。しかし、電話やメールでの連絡をこれまで以上に密に行うことで各森の状況把握に努めた。

また、長期間確認ができていない森について、林業事業体等へ調査を依頼した(2箇所について実施)。なお、外部の専門家への委託調査(現況把握、対応策の提案)は、調査が必要となる成育に課題のある森がなかったため、実施を見送った。

(4) 地方公共団体の関わる森林づくり事業

国有林の「法人の森」を設定できていない地域等においては、地方公共団体等との協定に基づき森林づくりを計画通りに実施した。

協定期間の満了を迎えた宮城県有林(利府町菅谷)、桂湖の森については引き続き森の整備が必要、育樹ボランティア活動の場として活用が可能であることから、宮城県有林(利府町菅谷)は5年更新、桂湖の森については3年更新にて延長を行った。

また、北海道茅部郡森町、富山県南砺市、島根県出雲市において“ニッセイの森”友の会や、地域の方々とともに間伐等の森の整備を進め、地域の方々に愛される森林づくりを推進していくため、“ニッセイの森”として以下の通り新たに協定を締結した。

<新規に協定を締結した3箇所>

- ・“こっしんの森”
2020年度(令和2年)7月から5年間
(北海道森町、山林所有者、ニッセイ緑の財団の3者協定)
- ・“閑乗寺の森”
2020年度(令和2年)9月から5年間
(富山県南砺市、ニッセイ緑の財団の2者協定)
- ・“出雲の森”
2020年度(令和2年)3月から5年間
(島根県、出雲市、森林組合、ニッセイ緑の財団の4者協定)

3. 森林を愛する人づくり事業

(1) 森林づくりボランティア活動

“ニッセイの森”での植樹、下刈、枝打、間伐等のボランティア活動は新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、安全確保を最優先し、全日程で中止とした。代わりに、以下のような中止への対応策を実施した。

<森林づくりボランティア中止への対応策>

- 植樹を予定していた森(“北空知の森”、“盛岡の森”、“黒保根の森”)については、林業事業体に依頼をして植樹を予定とおり実施した。次年度以降のボランティア開催時に記念植樹を行う予定である。
- 千年希望の丘については、10月26日に宮城県森林インストラクター協会、地域住民、日本生命CSR推進部にご協力いただきながら植樹を実施(計48名参加)した。
- ボランティアが中止となった全ての森について、HP・SNSにて「“ニッセイの森”の紹介」としてPR活動を展開し、森林の保護・育成や環境保全における意識向上等を図り、森林づくりの大切さの伝播に努めた(のべ240万人視聴)。

(2) 森林のめぐみに触れる活動

① ニッセイの森”での活動

自然の大切さを学び、自然に対する理解を深め、森林を愛する人を増やしていく事を目的に、コロナ禍の影響を受け、規模縮小などの対応をしながら“ニッセイの森”で、直接森の活動を体験するイベント、およびその為の整備を以下の通り行った。

(ア) ふれあい森林教室・ふれあい木育教室

(a) ふれあい森林教室

「森から考えるESD学びの森」(宮城県)にて未就学児童・小中学生とその保護者を対象とした森林整備体験、自然観察やネイチャークラフトなどをコロナ禍の状況を踏まえ、開催を一部中止としながらも全7回実施し、411名が参加した。

開催日	対象者	参加者数
8.2	一般親子	30名
9.8	福島県新地町立尚英中学校1年生	80名
9.25	多賀城市立多賀城小学校 5年生	96名
10.4	そらっこクラブ	55名
10.12	利府町立青山小学校 4年生	64名
10.20	仙台市立西山小学校	50名
10.25	多賀城市中央公民館	36名
合計7回	合計411名参加	

(b) ふれあい木育教室

「森から考えるESD学びの森」(宮城県)で採れた間伐材を活用して、宮城県利府町「県民の森」等にて、コロナ禍の状況を踏まえ、開催を一部中止としながらも全1回実施した。

開催日	対象者	参加者数
2.28	多賀城市中央公民館	19名
合計1回	合計19名参加	

(イ) 自然体験型フィールドの活用

自然豊かな「高尾の森」(東京都)及びその周辺林道を「森を楽しみ、自然環境が学べるフィールド」として活用する予定であったが、コロナ禍の状況を踏まえ、中止となった。

② “ニッセイの森”の間伐材等を活用する活動

財団の特長である「長期的に継続してきた全国規模の森林づくり」を最大限活かすべく、直接、森に行かなくても、“ニッセイの森”の間伐材等を利用して、自然への関心を持ってもらい、自然環境や森づくりへの理解を深めていくことを目的に、以下の活動を行った。

なお、2020年度においては、対面でのイベントは中止となり、オンラインでの開催となった。

(ア) イベント内容

(a) 日本生命CSR推進部との連携

日本生命CSR推進部との協業で、オンライン開催にてクリスマスに向けたテーブルリース作り、お正月に向けた竹飾り作りを実施した。

開催月	内容	参加者数
12月	クリスマスリース作り	63名
12月	お正月竹飾り作り	42名

(b) ニッセイ聖隷健康福祉財団との連携

松戸ニッセイエデンの園（千葉県）にて、夏休み自由工作イベントや竹飾り作りイベント等の木工クラフトワークショップを実施予定であったが、コロナ禍の状況を踏まえ中止した。

(c) 木工クラフトワークショップ

大型ショッピングモール等において、“ニッセイの森”の間伐材等を利用した木工クラフトワークショップを開催予定であったが、コロナ禍の状況を踏まえ中止。また北海道札幌駅地下街での木工クラフトワークショップは、コロナ禍の状況を踏まえ、パネル展示へ変更された。

開催日	開催地	内容
1.23-24	北海道 札幌駅地下街	パネル展示

(イ) 日常の自然に目を向ける活動

身近にある樹木等に、まず目を向けてもらい、自然に対する理解を深め、森林を愛する人を増やしていくことを目的に以下の活動を行った。なお、学校の木のしおり・樹木名プレートの寄贈活動はESD活動支援センターの後援事業として認定された。

(a) 樹木名プレートの寄贈

作成や取付けを行うことを通じて、身近にある自然に関心を持ってもらい、森林への理解を深めることを目的に、“ニッセイの森”の間伐材で作成したプレートの学校や団体等への寄贈を行った。

《実施状況》

全国各地の計196の学校・団体等より申込みを受け、寄贈・設置を行った。参加者は合計で8,945名となった。

(b) 学校の木のしおり

樹木名プレート等を活用し、より多くの方に身近な自然に親しんでいただくために、申し込みいただいた学校にある樹木を掲載したオリジナルのしおりを学校や団体へ寄贈を行った。

《実施状況》

全国各地の計193の学校・団体等より申込みを受け、提供を行った。参加者は合計で58,641名となった。

(c) ドングリ学校

2018年度に植樹を開始し、育てたドングリの苗木は千年希望の丘での育樹・植樹活動(2020年10月26日実施)にて、植樹を行った。なお、これまでの継続的な植樹活動の結果、千年希望の丘の植樹可能箇所が残り僅かになってきたことを踏まえ、以下の通り運営を変更した。

・2019年度確保分のドングリ

2021年度において、千年希望の丘に植樹を予定。当年度をもって、千年希望の丘への新規の植樹は最終。

・2020年度確保分のドングリ

「地元のドングリを育て、地元の緑化を推進する」ことを目的として参加校を募集。和歌山県、東京都、宮城県の3校が参加。

(3) 知識学習プログラムの提供

① 日本生命新入職員研修

コロナ禍の状況を踏まえ、新入職員に向けての書面での研修会を開催した。「現在の森林の状況と森林の果たす役割」・「ニッセイ緑の財団の事業内容」について講義した。

② ニッセイ緑のオンライン環境講座

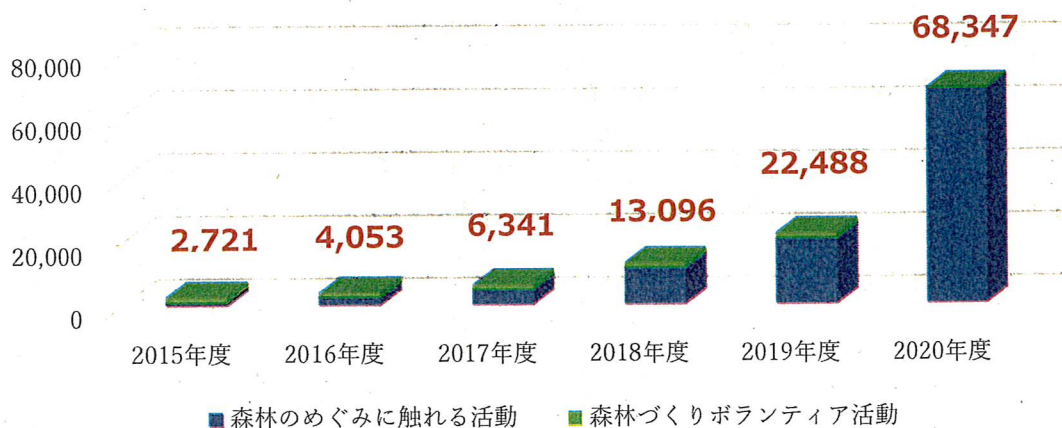
樹木図鑑作家である林 将之氏を講師としてお招きし、コロナ禍での状況を踏まえ、オンライン環境にて「ニッセイ緑のオンライン環境講座(全14回)」を開催した(のべ543万人視聴)。

③ 日本生命財団ワークショップ

2020年度はコロナ禍での状況を踏まえ、開催中止となった。

◎これらの取組みを行うことによって、2020年度の森林を愛する人づくり事業には、68,347名の方が参加した(対前年45,859名増)。

<直近6年間の参加者数の推移>



(4) 財団事業の認知度向上取組み (オンライン発信サービス)

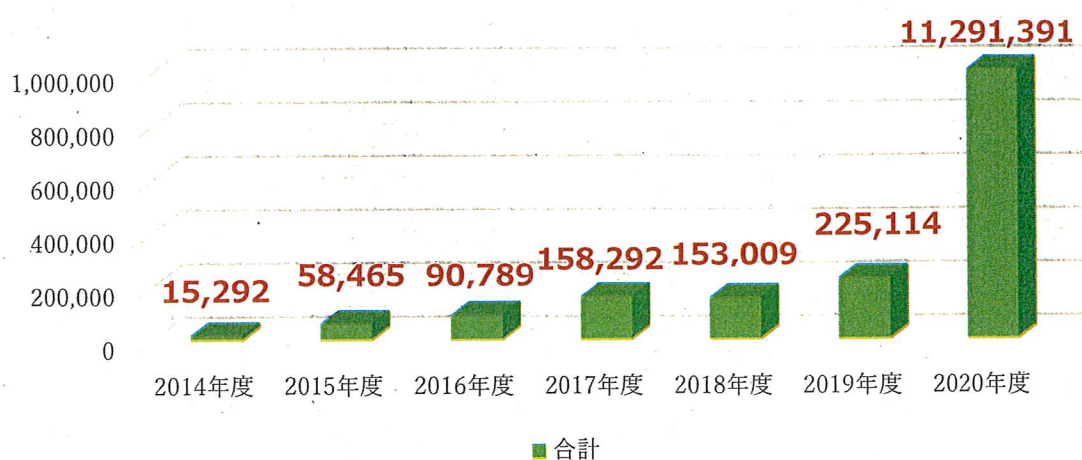
コロナ禍の影響を受け、オンライン発信サービスを抜本的に強化した。具体的には、自宅でも自然に触れあうことができるように、樹木図鑑作家の林将之氏による「ニッセイ緑のオンライン環境講座」、ネイチャークラフト作家の長野修平氏による「WOOD and NATURE LIFE」、ナチュラリスト渡邊由美子氏、宮城県森林インストラクター協会、千葉県森林インストラクター会による「木工クラフト講座」や財団による「“ニッセイの森”の紹介」等のコンテンツを新たに提供した。結果、「ホームページ」と「Facebook」・「Instagram」のべ視聴者数は、対前年比約50倍の1,129万人となった。

<1,129万視聴者数の内訳>

コンテンツ名	視聴者数(※)
ニッセイ緑のオンライン環境講座	全14回 543万人
WOOD and NATURE LIFE	全6回 83万人
木工クラフト紹介	全11回 170万人
“ニッセイの森”の紹介	全25回 240万人
その他(学校の木のしおり・樹木名プレートの活用事例等)	94万人
合計	1,129万人

※視聴者数はのべ人数を記載

<ホームページ・SNSの視聴者数推移>



【付表1】

《地方公共団体との協定締結箇所》 全13箇所(協定等締結順に記載)

名称	所在地	協定等 相手先	面積 (ha)	協定開始年月	協定期間	今年度施業
美の山の森	埼玉県秩父郡 皆野町	・埼玉県 ・皆野町	3.33	H20/3	H31/4～(5年間)	—
桂湖の森	富山県南砺市	・富山県	2.29	H21/7	R3/4～(3年間)	—
内灘の森	石川県河北郡 内灘町	・石川県	3.67	H21/10	H28/4～(5年間)	下刈
宮城県有林 (利府町菅谷)	宮城県宮城郡 利府町	・宮城県	5.00	H22/8	R3/8～(5年間)	下刈
京丹波の森	京都府船井郡 京丹波町	・京都府・京丹波町 ・京都府林業協会の協会 ・和田区山林管理会	0.39	H24/4	R3/3～(1年間)	—
千早の森	大阪府南河内郡 千早赤阪村	・山林所有者 ・大阪府南河内農と 緑の総合事務所 ・千早赤阪村	2.32	H26/4	R1/5～(5年間)	—
森から考える ESD学びの森	宮城県宮城郡 利府町	・宮城県	4.43	H27/4	R2/4～(5年間)	下刈
復興への 希望の丘	宮城県岩沼市	・宮城県岩沼市 ・玉浦西まちづくり 住民協議会	0.65	H27/9	R2/4～(5年間)	植樹・下刈
東阪の森	大阪府南河内郡 千早赤阪村	・山林所有者・大阪府南河内 農と緑の総合事務所 ・千早赤阪村	0.28	H31/4	H31/4～(5年間)	—
国城の森	和歌山県橋本市	・和歌山県 ・橋本市	3.15	R2/2	R2/2～(5年間)	—
にっしんの森	北海道茅部郡 森町	・森町 ・山林所有者	1.12	R2/7	R2/7～(5年間)	—
閑乗寺の森	富山県南砺市	・南砺市	0.48	R2/9	R2/9～(5年間)	—
出雲の森	島根県出雲市 芦渡町	・島根県 ・出雲市 ・森林組合	1.48	R3/3	R3/3～(5年間)	—

国有林は森林資産明細表にて後掲

【付表2】

《森林を愛する人づくり事業の参加者数の推移》

年度	森林づくりボランティア 参加者数	森林を愛する 人づくり事業※ 参加者数	参加者数計
1993年度	758名	-	758名
1994年度	1,619名	1,000名	2,619名
1995年度	1,199名	1,097名	2,296名
1996年度	1,420名	78名	1,498名
1997年度	1,229名	40名	1,269名
1998年度	1,132名	1,009名	2,141名
1999年度	859名	196名	1,055名
2000年度	1,037名	508名	1,545名
2001年度	2,231名	883名	3,114名
2002年度	1,729名	403名	2,132名
2003年度	1,584名	533名	2,117名
2004年度	992名	741名	1,733名
2005年度	1,358名	777名	2,135名
2006年度	1,262名	955名	2,217名
2007年度	1,092名	2,112名	3,204名
2008年度	1,613名	4,271名	5,884名
2009年度	2,449名	1,180名	3,629名
2010年度	2,259名	870名	3,129名
2011年度	1,693名	1,521名	3,214名
2012年度	1,598名	998名	2,596名
2013年度	1,078名	938名	2,016名
2014年度	1,428名	980名	2,408名
2015年度	2,031名	704名	2,735名
2016年度	1,414名	2,954名	4,368名
2017年度	1,402名	4,953名	6,355名
2018年度	1,379名	11,717名	13,096名
2019年度	1,559名	22,704名	24,263名
2020年度	48名	68,299名	68,347名
合計	39,452名	132,421名	171,873名

※森の探検隊、森林教室、環境講座、学校の木のしおり・樹木名プレート活用等
数値は各年度の事業報告書より抜粋

4. 庶務事項

(1) 理事会

① 第37回理事会

○2020年4月3日開催（決議省略）

○議事

【決議事項】

第1号議案 第19回評議員会の書面開催の件

代表理事逝去に伴い、専務理事が上記の議案を提案し、理事全員から書面により同意の意思表示を得、監事全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、定款第42条に基づき第1号議案を承認可決する旨の決議があったものとみなされた。

② 第38回理事会

○2020年4月17日開催（決議省略）

○議事

【決議事項】

第1号議案 代表理事・理事長選定の件

第2号議案 役員退任慰労金支給の件

代表理事逝去に伴い、専務理事が上記の議案を提案し、理事全員から書面により同意の意思表示を得、監事全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、定款第42条に基づき第1号・第2号議案を承認可決する旨の決議があったものとみなされた。

③ 第39回理事会

○2020年5月26日開催（決議省略）

○議事

【決議事項】

第1号議案 2019年度事業報告並びに決算案承認の件

第2号議案 第20回評議員会招集の件

【報告事項】

第1号議案 内部統制システムの件

代表理事が上記の議案を提案・通知し、理事全員から書面により同意の意思表示を得、監事全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、定款第42条に基づき決議事項第1号・第2号議案を承認可決する旨の決議があり、定款第43条に基づき報告事項第1号議案の報告があったものとみなされた。

なお、社会情勢（新型コロナウイルスの感染拡大）を鑑み、当理事会は決議の省略により行ったため、書面にて代表理事、業務執行理事より、定款第29条第3項に基づく自己の職務の執行の状況報告があった。

④ 第40回理事会

○2021年3月1日開催（決議省略）

○議事

【決議事項】

第1号議案 第21回評議員会招集の件

代表理事が上記の議案を提案し、理事全員から書面により同意の意思表示を得、監事全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、定款第42条に基づき第1号議案を承認可決する旨の決議があったものとみなされた。

⑤ 第41回理事会

○2021年3月16日開催（於 帝国ホテル）

○議事

【決議事項】

第1号議案 2020年度 収支予算補正の件

第2号議案 財産運用規程改正の件

第3号議案 2021年度 事業計画の件

第4号議案 2021年度 収支予算の件

第5号議案 内部統制システムの件

以上第1号議案から第5号議案は承認可決された。なお、代表理事、業務執行理事より、定款第29条第3項に基づく自己の職務の執行の状況報告があった。

(2) 評議員会

① 第19回評議員会

○2020年4月10日開催（決議省略）

○議事

【決議事項】

第1号議案 理事の選任の件

第2号議案 役員退任慰労金支給の件

代表理事逝去に伴い、専務理事が上記の議案を提案し、評議員全員から書面により同意の意思表示を得たので、定款第22条に基づき第1号・第2号議案を承認可決する旨の決議があったものとみなされた。

② 第20回評議員会

○2020年6月16日開催（決議省略）

○議事

【決議事項】

第1号議案 評議員の選任の件

【報告事項】

第1号議案 2019年度事業報告並びに決算の件

代表理事が上記の議案を提案・通知し、評議員全員から書面により同意の意思表示を得たので、定款第22条に基づき決議事項第1号議案を承認可決する旨の決議があり、定款23条に基づき報告事項第1号議案の報告があったものとみなされた。

③ 第21回評議員会

○2021年3月16日開催（於 帝国ホテル）

○議事

【報告事項】

第1号議案 2020年度 収支予算補正の件

第2号議案 財産運用規程改正の件

第3号議案 2021年度 事業計画の件

第4号議案 2021年度 収支予算の件

第5号議案 内部統制システムの件

以上第1号議案から第5号議案は報告の上、了承された。

(3) 評議員・役員等の異動

① 評議員の異動

○2020年6月16日付にて梶浦 卓一氏、野呂 順一氏が評議員を辞任し、2020年6月16日開催の評議員会において、長谷川 勉氏・手島 恒明氏を評議員に選任した（任期：2023年6月定時評議員会終結の時まで）。

② 理事の異動

○2020年4月10日開催の評議員会において、清水 一朗氏を理事に選任した。（任期：2021年6月定時評議員会終結の時まで）
上記に伴い、2020年4月17日開催の理事会において、清水 一朗氏を代表理事・理事長に選定した（任期：2021年6月定時評議員会終結の時まで）。

(4) 登記、届出事項等

① 登記事項

- 2020年 4月17日 理事・代表理事の変更登記(就任並びに退任)を行った。
- 2020年 6月17日 評議員・会計監査人の変更(就任並びに退任)登記を行った。

② 内閣府への届出・提出事項

- 2020年 4月17日 事業計画書等に係る書類を提出した。
- 2020年 5月29日 就任(又は退任)した代表理事の変更届出を行った。
- 2020年 6月24日 事業報告等に係る書類を提出した。
- 2020年 7月 7日 就任(又は退任)した理事等の変更届出を行った。
- 2021年 3月26日 事業計画書等に係る書類を提出した。

(5) 寄付金の受け入れ

- 2020年 4月30日 “ニッセイの森“友の会より、公益目的事業資金として500万円の寄付金を受け入れた。
- 2020年 7月 7日 日本生命保険相互会社より、指定正味財産として12,200万円の寄付金を受け入れた。
- 2020年10月25日 ソニー株式会社仙台テクノロジーセンターより、公益目的事業資金として1万円の寄付金を受け入れた。
- 2021年 2月26日 大星ビル管理株式会社より、公益目的事業資金として10万円の寄付金を受け入れた。

また、財団事業に賛同する個人より公益目的事業資金として合計5万円の寄付金を受け入れた。

(6) リスク管理・コンプライアンス(法令順守)の推進

内部管理プログラムに基づき、現状把握を定期的に行い、管理態勢の整備と適切な運営を行った。

(7) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況に関する事項

① 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

当財団は、2015年3月16日開催の理事会で「内部統制システムの基本方針」について、下記のとおり決議し、整備・運用しております。

1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条で準用する同第90条第4項第5号）の整備について、コンプライアンスマニュアルをもってこれを定める。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第62条で準用する同第14条第1号）の整備について、文書保存規程をもってこれを定める。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第62条で準用する同第14条第2号）の整備について、リスク管理規程及びリスク管理の基本方針をもってこれを定める。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第62条で準用する同第14条第3号）の整備について、理事職務権限規程をもってこれを定める。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第62条で準用する同第14条第4号）の整備について、コンプライアンスマニュアルをもってこれを行う。
6. 以下の各項に定める事項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第62条で準用する同第14条第5号から第11号）について、リスク管理規程をもってこれを定める。
 - (1) 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (2) 上記（1）の使用人の理事からの独立性に関する事項
 - (3) 上記（1）の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (4) 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
 - (5) 上記（4）の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けない事を確保するための体制
 - (6) 監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (7) その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
7. 市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力とは、一切の関係遮断に取組むこととし、その実現に向けた体制の整備について、反社会的勢力対策マニュアルをもってこれを行う。

② 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

- (a) 当財団の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項
- 「コンプライアンスマニュアル」において、全役員・職員が業務の遂行にあたって遵守すべき原則・規準を定め、周知徹底を図っている。
 - また、理事会規則に基づき理事会を開催し、重要な業務執行の決定を行うとともに、理事の職務の執行の監督等を行っている（2020年度は理事会を5回開催）。
- (b) 当財団の理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制に関する事項
- 文書管理規程において、文書管理の責任を明確化し、理事を含む全役職員に対して、情報資産の保存および管理の徹底を図っている。
 - また、理事および監事が、評議員会議事録、理事会議事録、理事長決裁書等について、必要に応じ閲覧できるようにしている。
- (c) 当財団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項
- リスク管理規程、リスク管理方針において、リスク区分、リスク区分ごとの管理方針を設定している。
 - また、毎年度、理事会において決定している「内部管理プログラム」における、業務分類、業務領域毎の各項目において、コンプライアンスに係る想定リスクを洗い出し、未然防止策・早期検知策を策定している。その取組状況について、四半期ごとに理事長に報告するとともに、理事会に報告をしている。
- (d) 当財団の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項
- 2010年6月16日開催の理事会において、「理事職務権限規程」を定め、各理事はこれに基づき職務を執行している。
- (e) 当財団の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項
- 「コンプライアンスマニュアル」において、全役員・職員が業務の遂行にあたって遵守すべき原則・規準を定め、周知徹底を図っている。
 - また、毎年度、理事会において決定している「内部管理プログラム」における業務分類、業務領域毎の各項目において、コンプライアンスに係る想定リスクを洗い出し、未然防止策・早期検知策を策定している。その取組状況について、四半期ごとに理事長に報告するとともに、理事会に報告をしている。
- (f) 当財団の監事の職務を補助すべき使用人に関する体制に関する事項
- 監事はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当該使用人を置くこととしているが、現時点において、監事からの求めはなく、当該使用人は置いていない。
- (g) 当財団の監事の職務を補助すべき使用人の当財団の理事からの独立性に関する事項
- 監事の職務を補助すべき使用人を置く場合、その任命・解任・人事異動、人事評価および懲戒処分については、監事の同意を得た上で行うこととしているが、現時点において、当該使用人は置いていない。

- (h) 当財団の監事の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監事の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人は監事補助職務に関して専ら監事の指示に従うこととしているが、現時点において、当該使用人は置いていない。
- (i) 当財団の理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制に関する事項
- リスク管理及びコンプライアンスの取組状況について、定期的に監事に報告している。
 - また、「リスク管理規程」等に基づき、重大な法令・定款違反その他当財団の業務または業績に影響を与える重要な事項について速やかに監事に報告する体制としている。2020年度においては、当該事項について監事に報告した事項はない。
- (j) 当財団の理事及び使用人が監事への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制に関する事項
- 監事への報告者に対する不利な取扱いの禁止について、周知している。2020年度、監事へ報告したことを理由として不利な取扱いが行われた事例はない。
- (k) 当財団の監事の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監事の職務の執行に必要な費用について、請求に基づき支出することとしている。
- (l) 当財団の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項
- 理事会は、監事が理事会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の経過及び業務遂行の状況などを把握できるように監事の監査環境の整備を図っている。
 - また、監事との意見交換、財団事務所の調査に応じている。
- (m) 当財団における反社会的勢力との関係遮断を実現するための体制に関する事項
- 反社会的勢力との一切の関係遮断に取り組むため、反社会的勢力対策マニュアルを定め、契約書への暴力団排除条項の導入、取引開始前の反社チェック、既存取引先に対するスクリーニング等に取り組むとともに、その取組状況については、理事会で確認をしている。

(8) その他

2020年9月15日 公益社団法人国土緑化推進機構主催の全国育樹活動コンクールにおいて農林水産大臣賞を受賞した。

附属明細書として、事業報告の内容を補足すべき重要事項はない。

Ⅱ. 貸借対照表

2021年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	32,097,918	31,135,127	962,791
前払金	1,450,231	1,694,398	▲ 244,167
未収金	0	127,140	▲ 127,140
未収利息	4,848,950	5,542,411	▲ 693,461
貯蔵品	695,200	1,875,844	▲ 1,180,644
流動資産合計	39,092,299	40,374,920	▲ 1,282,621
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当普通預金	199,082,245	4,723,929	194,358,316
基本財産引当投資有価証券	1,300,917,755	1,495,276,071	▲ 194,358,316
基本財産合計	1,500,000,000	1,500,000,000	0
(2) 特定資産			
森林整備基金引当普通預金	106,034,975	87,579,750	18,455,225
森林整備基金引当投資有価証券	342,599,253	342,954,478	▲ 355,225
森林整備基金引当資産計	448,634,228	430,534,228	18,100,000
退職給付引当普通預金	9,550,533	11,017,700	▲ 1,467,167
森林資産	786,628,458	774,062,857	12,565,601
看板等	727,044	454,028	273,016
特定資産合計	1,245,540,263	1,216,068,813	29,471,450
(3) その他固定資産			
ソフトウェア	267,300	364,500	▲ 97,200
什器備品	1,268,019	176,004	1,092,015
電話加入権	224,952	224,952	0
出資金	20,000	20,000	0
敷金	6,457,300	6,457,300	0
その他固定資産合計	8,237,571	7,242,756	994,815
固定資産合計	2,753,777,834	2,723,311,569	30,466,265
資産合計	2,792,870,133	2,763,686,489	29,183,644
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,572,137	1,558,793	13,344
預り金	0	12,215	▲ 12,215
賞与引当金	1,432,168	1,424,167	8,001
流動負債合計	3,004,305	2,995,175	9,130
2 固定負債			
退職給付引当金	9,550,533	11,017,700	▲ 1,467,167
固定負債合計	9,550,533	11,017,700	▲ 1,467,167
負債合計	12,554,838	14,012,875	▲ 1,458,037
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
寄付金	2,735,262,686	2,704,597,085	30,665,601
指定正味財産合計	2,735,262,686	2,704,597,085	30,665,601
(うち基本財産への充当額)	(1,500,000,000)	(1,500,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(1,235,262,686)	(1,204,597,085)	(30,665,601)
2 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	45,052,609 (727,044)	45,076,529 (454,028)	▲ 23,920 (273,016)
正味財産合計	2,780,315,295	2,749,673,614	30,641,681
負債及び正味財産合計	2,792,870,133	2,763,686,489	29,183,644

Ⅲ. 正味財産増減計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

No. 1 (単位: 円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	10,986,553	12,380,736	▲ 1,394,183
基本財産受取利息振替額	10,986,553	12,380,736	▲ 1,394,183
特定資産運用益	3,215,175	2,962,448	252,727
森林整備基金受取利息振替額	3,215,175	2,962,448	252,727
受取補助金	6,404,630	2,186,102	4,218,528
受取造林補助金振替額	6,404,630	2,186,102	4,218,528
受取寄付金	92,298,788	112,332,274	▲ 20,033,486
受取寄付金振替額	87,138,788	107,012,645	▲ 19,873,857
受取寄付金	5,160,000	5,319,629	▲ 159,629
雑収益	87,807	1,752	86,055
運用財産利息収入	3,107	1,752	1,355
雑収益	84,700	0	84,700
経常収益計	112,992,953	129,863,312	▲ 16,870,359
(2) 経常費用			
事業費	98,575,997	112,797,948	▲ 14,221,951
(造林事業費以下計)	27,459,372	37,321,961	▲ 9,862,589
造林事業費	1,845,772	7,708,206	▲ 5,862,434
国内植樹事業費	3,735,881	4,017,516	▲ 281,635
森林愛護普及啓発事業費	19,395,797	23,375,599	▲ 3,979,802
構築物減価償却費	2,311,818	2,163,272	148,546
看板等減価償却費	170,104	57,368	112,736
(役員報酬以下計)	71,116,625	75,475,987	▲ 4,359,362
役員報酬	24,032,750	29,227,500	▲ 5,194,750
給与手当	20,661,913	20,704,777	▲ 42,864
退職給付等費用	2,586,183	3,344,040	▲ 757,857
福利厚生費	7,199,356	6,850,212	349,144
旅費交通費	1,172,012	1,188,838	▲ 16,826
通信運搬費	549,697	512,186	37,511
消耗什器備品費	456,452	501,860	▲ 45,408
消耗品費	174,020	188,003	▲ 13,983
修繕費	562,713	392,719	169,994
印刷製本費	100,345	46,521	53,824
光熱水費	182,385	299,869	▲ 117,484
賃借料	12,147,782	10,840,280	1,307,502
租税公課	13,035	850	12,185
寄付金	0	45,000	▲ 45,000
清掃費	433,026	459,118	▲ 26,092
渉外応接費	43,210	97,197	▲ 53,987
企画調査費	162,696	169,170	▲ 6,474
雑費	301,833	335,764	▲ 33,931
什器備品減価償却費	249,737	184,603	65,134
ソフトウェア減価償却費	87,480	87,480	0
管理費	14,440,876	17,132,399	▲ 2,691,523
役員報酬等	4,924,223	7,210,859	▲ 2,286,636
給与手当	2,977,925	2,860,459	117,466
退職給付費用	556,650	892,160	▲ 335,510
福利厚生費	1,309,010	1,193,570	115,440
会議費	900,677	1,292,974	▲ 392,297
旅費交通費	215,528	252,579	▲ 37,051
通信運搬費	61,076	56,909	4,167
消耗什器備品費	50,718	55,763	▲ 5,045
消耗品費	19,336	20,887	▲ 1,551
修繕費	62,523	43,636	18,887
印刷製本費	11,149	5,169	5,980
光熱水費	20,265	33,317	▲ 13,052
賃借料	1,349,756	1,204,471	145,285
業務委託費	1,788,600	1,769,250	19,350
租税公課	13,035	850	12,185
寄付金	0	5,000	▲ 5,000
清掃費	48,114	51,014	▲ 2,900
渉外応接費	43,206	97,195	▲ 53,989
企画調査費	18,080	18,798	▲ 718
雑費	33,537	37,308	▲ 3,771
什器備品減価償却費	27,748	20,511	7,237
ソフトウェア減価償却費	9,720	9,720	0
経常費用計	113,016,873	129,930,347	▲ 16,913,474
当期経常増減額	▲ 23,920	▲ 67,035	43,115

科目	当年度	前年度	増減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
森林保険金等収益	0	952,901	▲ 952,901
森林保険金収益	0	948,220	▲ 948,220
森林保険解除益	0	4,681	▲ 4,681
受取寄付金振替額	4,195,611	2,217,390	1,978,221
経常外収益計	4,195,611	3,170,291	1,025,320
(2) 経常外費用			
森林資産損失	4,195,611	2,217,390	1,978,221
経常外費用計	4,195,611	2,217,390	1,978,221
当期経常外増減額	0	952,901	▲ 952,901
当期一般正味財産増減額	▲ 23,920	885,866	▲ 909,786
一般正味財産期首残高	45,076,529	44,190,663	885,866
一般正味財産期末残高	45,052,609	45,076,529	▲ 23,920
II 指定正味財産増減の部			
指定正味財産増加額	142,606,358	139,529,286	3,077,072
基本財産受取利息	10,986,553	12,380,736	▲ 1,394,183
森林整備基金受取利息	3,215,175	2,962,448	252,727
受取造林補助金	6,404,630	2,186,102	4,218,528
受取寄付金(日生)	122,000,000	122,000,000	0
一般正味財産への振替額(減少)	▲ 111,940,757	▲ 126,759,321	14,818,564
基本財産受取利息振替額	▲ 10,986,553	▲ 12,380,736	1,394,183
森林整備基金受取利息振替額	▲ 3,215,175	▲ 2,962,448	▲ 252,727
受取造林補助金振替額	▲ 6,404,630	▲ 2,186,102	▲ 4,218,528
寄付金振替額	▲ 91,334,399	▲ 109,230,035	17,895,636
当期指定正味財産増減額	30,665,601	12,769,965	17,895,636
森林資産	12,565,601	9,369,965	3,195,636
森林整備基金	18,100,000	3,400,000	14,700,000
指定正味財産期首残高	2,704,597,085	2,691,827,120	12,769,965
指定正味財産期末残高	2,735,262,686	2,704,597,085	30,665,601
III 正味財産期末残高	2,780,315,295	2,749,673,614	30,641,681

正味財産増減計算書内訳表

2020年4月1日から2021年3月31日まで

No. 1 (単位: 円)

科目	公益目的事業会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	10,986,553		10,986,553
基本財産受取利息振替額	10,986,553		10,986,553
特定資産運用益	3,215,175		3,215,175
森林整備基金受取利息振替額	3,215,175		3,215,175
受取補助金	6,404,630		6,404,630
受取造林補助金振替額	6,404,630		6,404,630
受取寄付金	77,857,912	14,440,876	92,298,788
受取寄付金振替額	72,697,912	14,440,876	87,138,788
受取寄付金	5,160,000		5,160,000
雑収益	87,807		87,807
運用財産利息収入	3,107		3,107
雑収益	84,700		84,700
経常収益計	98,552,077	14,440,876	112,992,953
(2) 経常費用			
事業費	98,575,997		98,575,997
(造林事業費以下計)	27,459,372		27,459,372
造林事業費	1,845,772		1,845,772
国内植樹事業費	3,735,881		3,735,881
森林愛護普及啓発事業費	19,395,797		19,395,797
構築物減価償却費	2,311,818		2,311,818
看板等減価償却費	170,104		170,104
(役員報酬以下計)	71,116,625	0	71,116,625
役員報酬	24,032,750		24,032,750
給与手当	20,661,913		20,661,913
退職給付等費用	2,586,183		2,586,183
福利厚生費	7,199,356		7,199,356
旅費交通費	1,172,012		1,172,012
通信運搬費	549,697		549,697
消耗什器備品費	456,452		456,452
消耗品費	174,020		174,020
修繕費	562,713		562,713
印刷製本費	100,345		100,345
光熱水費	182,385		182,385
賃借料	12,147,782		12,147,782
租税公課	13,035		13,035
寄付金	0		0
清掃費	433,026		433,026
渉外応接費	43,210		43,210
企画調査費	162,696		162,696
雑費	301,833		301,833
什器備品減価償却費	249,737		249,737
ソフトウェア減価償却費	87,480		87,480
管理費	0	14,440,876	14,440,876
役員報酬等		4,924,223	4,924,223
給与手当		2,977,925	2,977,925
退職給付費用		556,650	556,650
福利厚生費		1,309,010	1,309,010
会議費		900,677	900,677
旅費交通費		215,528	215,528
通信運搬費		61,076	61,076
消耗什器備品費		50,718	50,718
消耗品費		19,336	19,336
修繕費		62,523	62,523
印刷製本費		11,149	11,149
光熱水費		20,265	20,265
賃借料		1,349,756	1,349,756
業務委託費		1,788,600	1,788,600
租税公課		13,035	13,035
寄付金		0	0
清掃費		48,114	48,114
渉外応接費		43,206	43,206
企画調査費		18,080	18,080
雑費		33,537	33,537
什器備品減価償却費		27,748	27,748
ソフトウェア減価償却費		9,720	9,720
経常費用計	98,575,997	14,440,876	113,016,873
当期経常増減額	▲ 23,920	0	▲ 23,920

科目	公益目的事業会計	法人会計	合計
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
森林保険金等収益	0		0
森林保険金収益	0		0
森林保険解除益	0		0
受取寄付金振替額	4,195,611		4,195,611
経常外収益計	4,195,611		4,195,611
(2) 経常外費用			
森林資産損失	4,195,611		4,195,611
経常外費用計	4,195,611		4,195,611
当期経常外増減額	0		0
当期一般正味財産増減額	▲ 23,920		▲ 23,920
一般正味財産期首残高	45,076,529		45,076,529
一般正味財産期末残高	45,052,609		45,052,609
II 指定正味財産増加額	128,165,482	14,440,876	142,606,358
基本財産受取利息	10,986,553		10,986,553
森林整備基金受取利息	3,215,175		3,215,175
受取造林補助金	6,404,630		6,404,630
受取寄付金(日生)	107,559,124	14,440,876	122,000,000
一般正味財産への振替額(減少)	▲ 97,499,881	▲ 14,440,876	▲ 111,940,757
基本財産受取利息振替額	▲ 10,986,553		▲ 10,986,553
森林整備基金受取利息振替額	▲ 3,215,175		▲ 3,215,175
受取造林補助金振替額	▲ 6,404,630		▲ 6,404,630
寄付金振替額	▲ 76,893,523	▲ 14,440,876	▲ 91,334,399
当期指定正味財産増減額	30,665,601	0	30,665,601
森林資産	12,565,601	0	12,565,601
森林整備基金	18,100,000	0	18,100,000
指定正味財産期首残高	2,704,597,085		2,704,597,085
指定正味財産期末残高	2,735,262,686		2,735,262,686
III 正味財産期末残高	2,780,315,295	0	2,780,315,295

IV.財務諸表に対する注記

1. 継続組織の前提に関する注記

貸借対照表日において、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は存在しない。

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
基本財産並びに森林整備基金で保有する全ての公社債は満期保有目的の債券である。
このため償却原価法（定額法）を適用する。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産は総平均法による原価法によるものとする。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
構築物（森林資産）、看板等及び什器備品について定額法による減価償却を実施している。表示方法は、直接法による。
ソフトウェアについては5年間の均等償却としている。
- (4) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
退職給付引当金は、役職員の期末退職給与の要支給額の全額に相当する金額を計上している。
 - ②賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
- (5) 消費税の処理
消費税の会計処理については、免税業者であるので、税込方式としている。

3. 重要な会計方針の変更

なし)

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
普通預金	4,723,929	194,358,316	0	199,082,245
投資有価証券	1,495,276,071	0	194,358,316	1,300,917,755
小 計	1,500,000,000	194,358,316	194,358,316	1,500,000,000
特定資産				
森林整備基金引当資産	430,534,228	18,455,225	355,225	448,634,228
内 普通預金	87,579,750	18,455,225	0	106,034,975
内 投資有価証券	342,954,478	0	355,225	342,599,253
退職給付引当資産	11,017,700	2,907,833	4,375,000	9,550,533
森林資産	774,062,857	19,089,333	6,523,732	786,628,458
看板等	454,028	443,120	170,104	727,044
小 計	1,216,068,813	40,895,511	11,424,061	1,245,540,263
合 計	2,716,068,813	235,253,827	205,782,377	2,745,540,263

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
普通預金	199,082,245	(199,082,245)	(0)	—
投資有価証券	1,300,917,755	(1,300,917,755)	(0)	—
小 計	1,500,000,000	(1,500,000,000)	(0)	—
特定資産				
森林整備基金引当資産	448,634,228	(448,634,228)	(0)	—
退職給付引当資産	9,550,533	—	—	(9,550,533)
森林資産	786,628,458	(786,628,458)	(0)	—
看板等	727,044	(0)	(727,044)	—
小 計	1,245,540,263	(1,235,262,686)	(727,044)	(9,550,533)
合 計	2,745,540,263	(2,735,262,686)	(727,044)	(9,550,533)

6. 担保に供している資産

なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
構築物（森林資産）	43,965,933	31,894,330	12,071,603
看板等	1,826,962	1,099,918	727,044
ソフトウェア	486,000	218,700	267,300
什器備品	3,001,158	1,733,139	1,268,019
合 計	49,280,053	34,946,087	14,333,966

8. 保証債務等の偶発債務

なし

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
国債（基本財産）			
第56回利付国債	184,660,352	187,389,220	2,728,868
第315回利付国債	195,663,768	196,094,216	430,448
第339回利付国債	210,928,698	216,015,708	5,087,010
社債（基本財産）			
第2回三井生命債券	100,000,000	100,037,100	37,100
第3回千葉銀行債券	97,000,000	96,971,676	▲ 28,324
第5回三井住友トラスト・ホールディングス債券	101,664,937	101,512,700	▲ 152,237
第6回三井住友トラスト・ホールディングス債券	100,000,000	99,700,000	▲ 300,000
第6回みずほフィナンシャルグループ債券	80,000,000	80,696,000	696,000
第12回みずほフィナンシャルグループ債券	13,000,000	13,054,743	54,743
第15回三菱UFJフィナンシャルグループ債券	18,000,000	18,030,636	30,636
第3回日本生命債券	200,000,000	199,857,900	▲ 142,100
国債（森林整備基金）			
第329回利付国債	122,599,253	124,333,440	1,734,187
社債（森林整備基金）			
第4回三井住友フィナンシャルグループ債券	100,000,000	103,520,000	3,520,000
第6回みずほフィナンシャルグループ債券	20,000,000	20,174,000	174,000
第8回みずほフィナンシャルグループ債券	100,000,000	100,460,000	460,000
合 計	1,643,517,008	1,657,847,338	14,330,330

10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
造林補助金	北海道知事他 9件	0	6,404,630	6,404,630	0	-

11. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内容	金額
経常収益への振替額	107,745,146
基本財産受取利息振替額	10,986,553
森林整備基金受取利息振替額	3,215,175
受取造林補助金振替額	6,404,630
受取寄付金振替額	87,138,788
経常外収益への振替額	4,195,611
受取寄付金振替額	4,195,611
合 計	111,940,757

12. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付の概要

確定給付型の制度として退職一時金制度。

(2) 退職給付債務及びその内訳

(単位：円)

①退職給付債務	▲ 9,550,533
②会計基準変更時差異の未処理額	0
③退職給付引当金 (①+②)	▲ 9,550,533

(3) 退職給付費用に関する事項

(単位：円)

①勤務費用	3,142,833
②会計基準変更時差異の費用処理額	0
③退職給付費用 (①+②)	3,142,833

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

役員に対する退任慰労金の支給に備えるため、役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給基準に基づく期末要支給額を計上している。

職員に対する退職給付債務等の計算にあたっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額を計上している。

13. 資産除去債務関係

当法人は賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しているが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確ではなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができない。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していない。

14. その他

受取寄付金122,000千円は、日本生命保険相互会社からの寄付金である。

日本生命保険相互会社：大阪市中央区、生命保険業、
総資産 840,012億円 (連結、2020年12月末、億円未満切捨て)

V. 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記の4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高に記載している。

2. 引当金の明細

引当金の明細は、以下のとおりである。

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	1,424,167	1,432,168	1,424,167	0	1,432,168
退職給付引当金	11,017,700	2,907,833	4,375,000	0	9,550,533
合計	12,441,867	4,340,001	5,799,167	0	10,982,701

VI. 財 産 目 録

2021年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目、場所・物量等		使用目的等	金 額	
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金				
普通預金	三菱UFJ銀行虎ノ門支店	運転資金として	4,670,286	
	三井住友銀行本店営業部	"	26,915,914	
振替口座	ゆうちょ銀行	寄付金入金口座として	511,718	32,097,918
前払金	4件	翌年度リース料等		1,450,231
未収利息	第56回利付国債等	基本財産での公社債未収利息	3,784,416	
		森林整備基金での公社債未収利息	1,064,534	4,848,950
貯蔵品	事務室内保管	樹木名プレート		695,200
流動資産合計				39,092,299
2 固定資産				
(1) 基本財産				
基本財産引当普通預金				199,082,245
	三井住友銀行本店営業部			
基本財産引当投資有価証券				
第56回利付国債			184,660,352	
第315回利付国債			195,663,768	
第339回利付国債			210,928,698	
第2回三井生命債券		公益目的保有財産であり、運用益及び償還元本を公益目的事業の財源として使用している	100,000,000	
第3回千葉銀行債券			97,000,000	
第5回三井住友トラスト・ホールディングス債券			101,664,937	
第6回三井住友トラスト・ホールディングス債券			100,000,000	
第6回みずほフィナンシャルグループ債券			80,000,000	
第12回みずほフィナンシャルグループ債券			13,000,000	
第15回三菱UFJフィナンシャルグループ債券			18,000,000	
第3回日本生命債券			200,000,000	1,300,917,755
基本財産合計			1,500,000,000	
(2) 特定資産				
(指定)森林整備基金引当普通預金				106,034,975
	三井住友銀行本店営業部			
(指定)森林整備基金引当投資有価証券		運用益及び償還元本を公益目的事業の財源として使用している		
第329回利付国債			122,599,253	
第4回三井住友フィナンシャルグループ債券			100,000,000	
第6回みずほフィナンシャルグループ債券			20,000,000	
第8回みずほフィナンシャルグループ債券			100,000,000	342,599,253
(指定)森林整備基金引当資産計				448,634,228
退職給付引当普通預金	三井住友銀行本店営業部	退職給付引当金に相当する額の積み立て		9,550,533
森林資産	ニッセイ富士の森等 別紙明細表参照	公益目的保有財産であり、事業活動の結果であるとともに、事業の展開基盤でもある		786,628,458
看板等	ニッセイ千早の森看板等	公益目的保有財産であり、分収造林契約の遂行に必要な看板等		727,044
特定資産合計				1,245,540,263
(3) その他固定資産				
ソフトウェア	会計ソフト	財団事業に使用	267,300	
什器備品	サーバー他	財団事業に使用	1,268,019	
電話加入権	03-3501-5713番等	03-3501-5713番等	224,952	
出資金	富士森林組合への出資金	財団事業遂行上必要	20,000	
敷金	虎ノ門NNビル	事務局として使用する不動産確保のため (公益目的保有財産9割、管理活動財産1割)	6,457,300	
その他固定資産合計			8,237,571	
固定資産合計				2,753,777,834
資産合計				2,792,870,133
II 負債の部				
1 流動負債				
未払金	法人カード利用等	財団事業遂行上必要な費用等の未払い分	1,572,137	
賞与引当金	職員に対するもの	職員の翌年度上期賞与の支払に備えるため	1,432,168	
流動負債合計				3,004,305
2 固定負債				
退職給付引当金	役員5名	役員員の退職金の支払に備えるため	9,550,533	
固定負債合計				9,550,533
負債合計				12,554,838
正味財産				2,780,315,295

森林資産明細表

(2021年3月31日現在)

植樹地名	所在地	施業面積 (ヘクタール)	分収林勘定 (単位 円)
ニッセイ新冠の森	北海道新冠郡新冠町新和 新和国有林2072林班ね小班	1.5231	1,193,249
ニッセイ夏泊の森	青森県東津軽郡平内町稲生 月泊山国有林433林班む小班	1.1642	1,863,272
ニッセイ仁別の森	秋田県秋田市仁別 仁別沢国有林45林班る小班	1.3549	1,633,245
ニッセイ軽井沢の森 ①	長野県北佐久郡軽井沢町長倉 長倉山国有林2116林班れ1小班	1.7200	1,791,234
ニッセイ里美の森 ①	茨城県常陸太田市里川字猿喰 猿喰国有林2008林班う小班	1.4600	1,414,282
ニッセイ八王子の森	東京都八王子市下恩方町2549 滝ノ沢国有林205林班に小班	2.7800	6,399,490
ニッセイ南部の森 ①	山梨県南巨摩郡南部町上佐野栃廣 上佐野国有林98林班に1小班	2.1000	4,682,041
ニッセイ富士の森 ①	静岡県富士宮市栗倉2745 富士山国有林170林班の小班	2.3600	4,280,588
ニッセイ設楽の森 ①	愛知県北設楽郡設楽町田峯 段戸国有林151林班ち小班	3.0000	2,943,539
ニッセイ大津の森	滋賀県大津市田上森町 太神山国有林42林班ろ5・い3小班	2.5344	4,584,427
ニッセイ日高の森	和歌山県日高郡印南町大字川又 川又国有林56林班た小班	2.4419	2,371,778
ニッセイ穴粟の森	兵庫県宍粟市波賀町大字音水字 音水国有林101林班よ小班	2.8000	4,094,968
ニッセイ八頭の森	鳥取県八頭郡智頭町大字八河谷 鳴滝山国有林51林班る3小班	1.1750	1,503,706
ニッセイ賀茂の森	広島県東広島市黒瀬町大字国近 茂助山国有林526林班よ小班	1.4937	2,585,016
ニッセイ窪川の森	高知県高岡郡四万十町窪川中津川 森ヶ内山国有林3035林班い2小班	1.3576	1,585,224
ニッセイ琴海の森	長崎県長崎市長浦町 千々道国有林50林班ち1小班	2.2810	2,799,486
ニッセイ湯布院の森	大分県由布市湯布院町 由布鶴見岳国有林12林班い小班	2.1188	5,762,032
ニッセイ都城の森	宮崎県都城市高城町有水 大丸国有林28林班へ小班	1.2400	1,634,928
(第1回・1993年度 合計分)		34.9046	53,122,505
ニッセイ知内の森	北海道上磯郡知内町湯の里 湯の里国有林4029林班め小班	1.1495	1,568,579
ニッセイ遠野の森	岩手県遠野市小友町 小友第三国有林234林班は小班	2.8151	3,156,862
ニッセイ月山の森	山形県西村山郡西川町月岡 仁田山外14国有林67林班く4小班	2.6072	4,328,636
ニッセイ軽井沢の森 ②	長野県北佐久郡軽井沢町長倉 長倉山国有林2116林班れ2小班	1.8200	1,992,280
ニッセイ里美の森 ②	茨城県常陸太田市里川字猿喰 猿喰国有林2008林班う小班	1.8800	1,863,758
ニッセイ熱海の森	静岡県熱海市泉 泉国有林1027林班り小班	2.6800	5,802,059
ニッセイ南部の森 ②	山梨県南巨摩郡南部町上佐野栃廣 上佐野国有林98林班に1小班	1.5000	2,506,813
ニッセイ富士の森 ②	静岡県富士市大淵 富士山国有林196林班い5小班	2.3200	3,982,054
ニッセイ設楽の森 ②	愛知県北設楽郡設楽町田峯 段戸国有林151林班ち小班	3.0300	3,667,855
ニッセイ篠山の森	兵庫県篠山市 高城山国有林206林班う小班	1.4174	1,950,896
ニッセイ吉野の森	奈良県吉野郡大淀町大字中増 高取山国有林47林班へ小班	1.5402	2,825,658
ニッセイ神郷の森	岡山県新見市神郷下神代 釜谷国有林598林班は小班	2.1500	2,827,832
ニッセイ大和の森	島根県邑智郡美郷町大字長藤 曲山国有林224林班わ小班	2.7778	3,407,685
ニッセイ徳地の森 ①	山口県山口市徳地柚木 滑山国有林2林班る小班	2.7967	3,928,089
ニッセイ琴南の森	香川県仲多度郡まんのう町勝浦 奈良ノ木国有林57林班い21小班	1.7261	2,916,460
ニッセイ八木山の森	福岡県飯塚市八木山 比舎田国有林3024林班い6・よ2小班	2.3734	4,593,475
ニッセイ田浦の森	熊本県葦北郡葦北町田浦 寺床国有林1064林班や・ふ小班	2.5369	2,762,924
ニッセイ阿久根の森	鹿児島県阿久根市鶴川内 田代鹿倉国有林1101林班に小班	2.4300	4,321,086
(第2回・1994年度 合計分)		39.5503	58,403,001

植樹地名称	所在地	施業面積 (ヘクタール)	分収林勘定 (単位 円)
ニッセイ幌加内の森	北海道雨竜郡幌加内町沼牛 幌加内国有林28林班に小班	1.3800	2,208,165
ニッセイ恵庭の森	北海道恵庭市盤尻 盤尻国有林5042林班と小班	1.0176	1,222,343
ニッセイ気仙沼の森	宮城県気仙沼市大峠山 大峠山国有林320林班ぬ2小班	2.7175	2,655,671
ニッセイいわきの森	福島県いわき市田人町 中ノ沢国有林379林班の小班	1.3198	2,111,563
ニッセイ藤原の森	栃木県日光市中三依 太郎岳国有林125林班に1小班	1.7946	3,883,480
ニッセイ桐生の森 ①	群馬県桐生市梅田町 残馬国有林461林班に1小班	1.4308	2,727,794
ニッセイ関川の森 ①	新潟県岩船郡関川村下関 大沢国有林1313林班こ3・4小班	2.1141	3,800,116
ニッセイ大多喜の森	千葉県夷隅郡大多喜町栗又 上修行堀国有林28林班へ3小班	1.4500	2,493,634
ニッセイ富士の森 ③	静岡県富士市大淵 富士山国有林190林班は1小班	1.5600	5,891,039
ニッセイ木曾の森	長野県木曾郡上松町 小川入国有林149林班い1小班	2.5300	3,747,271
ニッセイ神岡の森	岐阜県高山市上宝町 ヲハキ 谷国有林2124林班る小班	2.0600	3,699,302
ニッセイ井手の森 ①	京都府綴喜郡井手町大字井手 山吹山国有林521林班れ小班	1.5900	3,082,627
ニッセイ美作の森 ①	岡山県津山市加茂町下津川 津川山国有林71林班む小班	1.8500	2,940,202
ニッセイ三和の森	広島県神石郡神石高原町大字時安 東山国有林783林班に小班	2.5054	4,227,747
ニッセイ玉川の森	愛媛県今治市玉川町木地 木地奥山国有林1054林班い14小班	2.2920	3,867,937
ニッセイ佐賀富士の森 ①	佐賀県佐賀市富士町 上下合瀬布巻国有林30林班わ1・ぬ1・は1小班	2.0587	3,321,682
(第3回・1995年度 合計分)		29.6705	51,880,573
ニッセイ標茶の森 ①	北海道川上郡標茶町阿歴内 釧路国有林51林班い小班	1.4900	1,589,918
ニッセイ栗駒の森 ①	宮城県大崎市鳴子温泉 鳥留川瀧国有林160林班と7小班	1.3500	2,412,032
ニッセイ最上の森	山形県最上郡戸沢村古口 揚巻外7国有林2204林班に4小班	2.0010	4,467,109
ニッセイ桐生の森 ②	群馬県桐生市梅田町 残馬国有林461林班に2小班	1.6669	3,435,735
ニッセイ関川の森 ②	新潟県岩船郡関川村下関 大沢国有林1313林班こ5小班	2.2369	3,945,001
ニッセイ飯館の森	福島県相馬郡飯館村臼石字 菅田国有林2350林班れ小班	2.5200	3,159,748
ニッセイ黒羽の森	栃木県大田原市南方 田中国有林27林班や3小班	3.4600	6,023,123
ニッセイ七会の森	茨城県東茨城郡城里町小勝 高田国有林255林班た4小班	1.9400	3,654,584
ニッセイ高尾の森	東京都八王子市下恩方町 滝ノ沢国有林205林班へ小班	3.3600	6,445,738
ニッセイ富士の森 ④	静岡県富士市大淵 富士山国有林190林班は3小班	1.5000	5,439,059
ニッセイ員弁の森 ①	三重県いなべ市北勢町 悟入谷国有林42林班い小班	1.2853	2,289,099
ニッセイ井手の森 ②	京都府綴喜郡井手町大字井手 山吹山国有林521林班れ小班	1.1260	1,866,784
ニッセイ美作の森 ②	岡山県津山市加茂町下津川 津川山国有林71林班う小班	1.2250	2,014,228
ニッセイ祖谷の森	徳島県三好市東祖谷落合 落合国有林151林班に2小班	2.9573	4,167,272
ニッセイ豊前の森	福岡県豊前市鳥井畑 犬ヶ岳国有林1124林班り2小班	0.9454	1,612,310
ニッセイ佐世保の森	長崎県佐世保市里美 里美西ノ岳国有林1105林班ち1小班	1.4585	3,139,011
ニッセイえびのの森	宮崎県えびの市 昌明寺 昌明寺国有林4046林班り1小班	2.9064	3,839,670
(第4回・1996年度 合計分)		33.4287	59,500,421

植樹地名称	所在地	施業面積 (ヘクタール)	分収林勘定 (単位 円)
ニッセイ標茶の森 ②	北海道川上郡標茶町阿歴内 釧路国有林51林班い小班	2.2400	2,510,669
ニッセイ栗駒の森 ②	宮城県大崎市鳴子温泉 鳥留川国有林160林班と8小班	1.3400	2,569,202
ニッセイ大船渡の森	岩手県大船渡市末崎町 末崎山国有林59林班は7小班	1.5108	2,498,819
ニッセイ能代の森	秋田県能代市母体 母体山外1国有林82林班は3小班	2.6354	4,127,063
ニッセイ利根の森	群馬県利根郡みなかみ町入須川 十二原国有林204林班た1小班	3.8417	5,794,194
ニッセイ富津高宕の森	千葉県富津市豊岡 蟻谷国有林116林班に小班	3.7500	6,854,660
ニッセイ富士の森 ⑤	静岡県富士市大淵 富士山国有林196林班ろ小班	1.0700	4,451,363
ニッセイ多賀の森	滋賀県犬上郡多賀町 ハツ尾山国有林87林班ろ小班	1.7676	3,044,793
ニッセイ飛鳥の森	奈良県吉野郡大淀町大字中増字ミヤカイト 高取山国有林47林班ち小班	3.4600	7,542,195
ニッセイ大原の森	山口県山口市徳地柚木 滑山国有林2林班ぬ小班	1.5059	2,750,004
ニッセイ鹿足の森	島根県鹿足郡吉賀町大字六日市 鹿足河内国有林547林班は小班	1.5082	3,092,397
ニッセイ土佐安芸の森 ①	高知県安芸市別役 大除平瀬山国有林27林班ろ1小班	3.4924	5,495,101
ニッセイ那珂川の森	福岡県筑紫郡那珂川町上梶原 上梶原国有林122林班よ1小班	1.3960	2,494,002
ニッセイ甘木の森 ①	福岡県朝倉市黒川 長迫国有林2036林班は小班	2.2868	4,181,435
ニッセイ阿蘇の森	熊本県阿蘇市西湯浦 阿蘇深葉国有林12林班わ1小班	1.7248	2,617,533
(第5回・1997年度 合計分)		33.5296	60,023,430
ニッセイ田子の森	青森県三戸郡田子町 相米 小国深山国有林566林班は4小班	1.8555	2,717,849
ニッセイ金山の森	福島県大沼郡金山町太郎布 惣山国有林548林班ほ6小班	3.4622	6,886,883
ニッセイ宇都宮の森 ①	栃木県宇都宮市新里町 鞍掛山国有林78林班は1・2小班	3.2471	5,463,170
ニッセイ富士の森 ⑥	静岡県富士市大淵 富士山国有林190林班は4小班	3.5100	13,135,558
ニッセイ中津川の森	岐阜県恵那市上矢作町 上村恵那国有林1091林班へ小班	2.1300	3,448,610
ニッセイ綾部の森	京都府綾部市釜輪町 奥山国有林55林班れ小班	3.2001	4,820,619
ニッセイ高野の森	和歌山県伊都郡高野町大字高野山 高野山国有林230林班ち小班	2.4400	4,419,604
ニッセイ因幡佐治の森	鳥取県鳥取市佐治町大字高山 山王谷国有林91林班ち小班	2.5902	4,950,692
ニッセイ小田深山の森	愛媛県喜多郡内子町中川 小田深山国有林58林班ろ1小班	3.3440	5,523,849
ニッセイ土佐安芸の森 ②	高知県安芸市別役 大除平瀬山国有林27林班ろ1小班	0.7699	1,098,531
ニッセイ甘木の森 ②	福岡県朝倉市黒川 長迫国有林2036林班は小班	1.1824	1,980,623
ニッセイ脊振の森	佐賀県神埼市脊振町 脊振山国有林21林班ほ6小班	1.4362	2,776,646
ニッセイ九重の森	大分県玖珠郡九重町 扇山国有林1056林班ろ1小班	3.2965	5,101,330
ニッセイ国分の森 ①	鹿児島県霧島市国分郡田 高松国有林1090林班た1小班	1.3984	2,559,328
(第6回・1998年度 合計分)		33.8625	64,883,292
ニッセイ紋別の森	北海道紋別市上渚滑町中立牛 紋別国有林1061林班ほ小班	1.9956	2,274,899
ニッセイ阿寒の森 ①	北海道釧路市阿寒町雄別 阿寒国有林2042林班ろ小班	2.0000	1,648,396
ニッセイ松前福島の森	北海道松前郡福島町千軒 福島峠国有林4194林班ろ小班	1.5877	2,356,006
ニッセイ田代の森	秋田県大館市岩瀬 岩瀬沢外1国有林2363林班は4小班	2.9217	5,544,111
ニッセイ宇都宮の森 ②	栃木県宇都宮市新里町 鞍掛山国有林78林班は1・2小班	1.1765	2,139,946
ニッセイ湯沢の森 ①	新潟県南魚沼郡湯沢町土樽 西山東山国有林130林班い小班	4.0913	7,007,652
ニッセイ富士の森 ⑦	静岡県富士市大淵 富士山国有林196林班ろ小班	2.0700	3,597,230
ニッセイ飛騨清見の森	岐阜県高山市清見町 小井戸国有林54林班ろ小班	2.6987	4,677,368
ニッセイ野呂山の森	広島県呉市安浦町 野路山国有林531林班の小班	3.4223	7,559,407
ニッセイ三木の森	香川県木田郡三木町奥山 大満地国有林29林班ろ1小班	2.1227	3,535,578
ニッセイ金峰の森	熊本県玉名市天水町 熊野岳国有林159林班い1・い4小班	2.1450	3,802,104
ニッセイ木城の森 ①	宮崎県児湯郡木城町石河内 尾鈴国有林238林班い1小班	4.8810	8,977,281
ニッセイ国分の森 ②	鹿児島県霧島市国分郡田 高松国有林1090林班た1小班	2.2700	4,285,031
ニッセイ東市来の森	鹿児島県日置市東市来町湯田 堅山国有林61林班ぬ小班	1.6781	3,093,749
(第7回・1999年度 合計分)		35.0606	60,498,758

植樹地名称	所在地	施業面積 (ヘクタール)	分収林勘定 (単位 円)
ニッセイ浜益の森 ①	北海道石狩市浜益区 実田国有林557林班よ小班	2.0700	3,200,385
ニッセイ阿寒の森 ②	北海道釧路市阿寒町雄別 阿寒国有林2042林班ろ2小班	1.1300	1,241,899
ニッセイ湯沢の森 ②	新潟県南魚沼郡湯沢町土樽 西山東山国有林130林班い1小班	3.1318	5,167,448
ニッセイ吾妻の森 ①	群馬県吾妻郡東吾妻町川戸 鳥帽子国有林74林班い1小班	4.4400	9,233,497
ニッセイ相模の森	神奈川県相模原市 谷山国有林258林班ち小班	2.9400	6,669,513
ニッセイ富士の森 ⑧	静岡県富士市大淵 富士山国有林196林班ろ小班	1.4600	4,549,828
ニッセイ社の森 ①	兵庫県加東市社町 朝光山国有林704林班に1小班	1.7500	2,619,925
ニッセイ北房の森	岡山県真庭市 興法地国有林515林班ぬ小班	4.4955	7,697,145
ニッセイ川本の森	島根県邑智郡川本町大字川本 下り谷国有林269林班い1小班	2.4698	5,085,946
ニッセイ三好の森	徳島県三好市東祖谷小島 小島国有林66林班ほ12小班	3.0971	4,603,017
ニッセイ水俣の森	熊本県水俣市湯出 湯出矢筈岳国有林1409林班ね2小班	2.1091	3,677,532
ニッセイ安心院の森	大分県宇佐市安心院町 中州国有林47林班か4小班	1.3970	2,532,629
ニッセイ木城の森 ②	宮崎県児湯郡木城町石河内 尾鈴国有林238林班い2小班	2.0343	3,350,464
ニッセイ垂水の森 ①	鹿児島県垂水市田神 後平国有林115林班は3小班	2.1211	3,640,952
(第8回・2000年度 合計分)		34.6457	63,270,180
ニッセイ浜益の森 ②	北海道石狩市浜益区 実田国有林557林班よ小班	2.0000	3,338,739
ニッセイ佐呂間の森	北海道常呂郡佐呂間町字武士 佐呂間国有林2026林班た1小班	2.4170	3,396,715
ニッセイ紫波の森 ①	岩手県紫波郡紫波町土館 山王海国有林404林班に6小班	3.8600	6,524,704
ニッセイ鮭川の森 ①	山形県最上郡鮭川村庭月 切欠上野外8国有林2041林班へ17小班	1.4500	2,723,702
ニッセイ塙の森	福島県東白河郡塙町真名畑 入山国有林50林班ほ3小班	3.2700	6,548,569
ニッセイ吾妻の森 ②	群馬県吾妻郡東吾妻町川戸 鳥帽子国有林74林班い1小班	2.7900	6,232,816
ニッセイ富士の森 ⑨	静岡県富士市大淵 富士山国有林199林班ぬ小班	1.6100	5,637,247
ニッセイ日原の森	島根県鹿足郡津和野町佐鏡 高嶺芦谷国有林516林班と1小班	1.3112	2,527,760
ニッセイ加茂川の森	岡山県加賀郡吉備中央町 加茂山国有林838林班は1小班	1.7722	2,806,820
ニッセイ三次の森	広島県三次市布野町大字下布野 宇遠木山国有林33林班わ1小班	0.6438	1,389,439
ニッセイ安芸の森	高知県安芸市古井 揚ヶ谷山国有林10林班い11小班	2.0983	3,441,237
ニッセイ佐賀富士の森 ②	佐賀県佐賀市富士町 上合瀬布巻国有林31林班い2小班	2.6036	4,555,354
ニッセイ小石原の森 ①	福岡県朝倉郡東峰村小石原 白石国有林2023林班い2小班	1.8000	2,998,858
ニッセイ田野の森	宮崎県宮崎市田野町 鱈頭国有林82林班や1小班	4.2363	5,969,740
ニッセイ垂水の森 ②	鹿児島県垂水市田神 後平国有林115林班は4小班	1.2707	2,348,565
(第9回・2001年度 合計)		33.1331	60,440,265
ニッセイ紫波の森 ②	岩手県紫波郡紫波町土館 山王海国有林404林班に3小班	1.0300	1,695,432
ニッセイ平泉の森	岩手県西磐井郡平泉町 上ノ林国有林257林班い3小班	3.8900	7,237,281
ニッセイ鮭川の森 ②	山形県最上郡鮭川村庭月 切欠上野外8国有林2041林班へ18小班	1.8700	4,369,212
ニッセイ苗場の森	新潟県南魚沼郡湯沢町三俣 日白山国有林97林班に2・4小班	3.3941	7,419,279
ニッセイ大子の森	茨城県常陸太田市里川字三古室 黒川国有林2005林班と2小班	0.9500	1,926,341
ニッセイ富士の森 ⑩	静岡県富士市大淵 富士山国有林200林班る2小班	1.4100	3,523,632
ニッセイ敦賀の森	福井県敦賀市 黒河山国有林151林班へ1小班	3.4938	5,748,391
ニッセイ社の森 ②	兵庫県加東市社町 朝光山国有林704林班ち1小班	0.8900	1,560,622
ニッセイ新見の森	岡山県新見市菅生 用郷山国有林554林班と1小班	4.1901	7,859,369
ニッセイ徳地の森 ②	山口県山口市徳地柚木 滑山国有林2林班わ1小班・19林班ろ1小班・20林班と1小班	3.1272	5,246,566
ニッセイ小石原の森 ②	福岡県朝倉郡東峰村小石原 白石国有林2023林班い1小班	2.8500	4,234,755
ニッセイ西有家の森	長崎県南島原市西有家町 西有家温泉岳国有林102林班わ1小班	4.0669	8,926,456
(第10回・2002年度 合計)		31.1621	59,747,336

植樹地名称	所在地	施業面積 (ヘクタール)	分収林勘定 (単位 円)
ニッセイ雄勝の森 ①	秋田県湯沢市秋ノ宮字 役内山国有林28林班た1小班	1.8000	3,116,187
ニッセイ伊豆の森 ①	静岡県伊豆市湯ヶ島 湯ヶ島国有林136林班い1小班	1.8300	3,784,651
ニッセイ員弁の森 ②	三重県いなべ市北勢町 悟入谷国有林33林班わ1小班	2.2116	4,508,488
ニッセイ久米の森	岡山県久米郡美咲町 大戸山国有林111林班り1班	1.3778	2,389,016
ニッセイ阿戸の森	広島県広島市安芸区阿戸町 大谷山国有林554林班た1小班	1.3928	2,409,939
(第11回・2003年度 合計)		8.6122	16,208,281
ニッセイ雄勝の森 ②	秋田県湯沢市秋ノ宮字 役内山国有林28林班た1小班	1.5877	2,650,054
ニッセイ伊豆の森 ②	静岡県伊豆市湯ヶ島 湯ヶ島国有林136林班い1小班	1.6300	3,205,339
ニッセイ船引の森	福島県田村郡船引町上移 入山国有林248林班わ1小班	5.6394	10,307,263
ニッセイ土佐山田の森	高知県香美市土佐山田町榎の谷 立割不寒冬山国有林106林班ろ1小班	0.9256	1,231,246
(第12回・2004年度 合計)		9.7827	17,393,902
ニッセイむつの森	青森県むつ市田名郡 矢立山国有林32林班か1小班	5.9800	12,579,551
ニッセイ川崎の森	宮城県柴田郡川崎町今宿 小屋沢山国有林211林班は2小班	1.3118	2,214,269
ニッセイ小野上の森	群馬県渋川市小野子 裸岩国有林299林班わ1小班	3.8584	7,345,350
(第13回・2005年度 合計)		11.1502	22,139,170
ニッセイまんのうの森	香川県仲多度郡まんのう町勝浦 下福家国有林58林班に2小班	2.5935	4,456,467
ニッセイ鰐頭の森	宮崎県宮崎市田野町 鰐頭国有林78林班た1小班	4.0976	7,263,420
ニッセイ高尾野の森	鹿児島県出水市高尾野町 長尾国有林1089林班り1小班	2.0009	2,873,752
(第14回・2006年度 合計)		8.6920	14,593,639
ニッセイ苦小牧の森	北海道苫小牧市 錦岡国有林1479林班ほ1小班	3.3342	4,503,640
ニッセイときがわの森	埼玉県比企郡ときがわ町西平 都幾山国有林34林班り1小班	1.8000	4,354,974
ニッセイ南阿蘇の森	熊本県阿蘇郡南阿蘇村 中山国有林120林班い1小班	2.6485	5,701,061
(第15回・2007年度 合計)		7.7827	14,559,675
ニッセイ岩見の森	秋田県秋田市河辺岩見字 岩見山外3国有林262林班ぬ1小班	3.3286	6,273,834
ニッセイ大田原の森	栃木県大田原市北野上字塩ノ草 塩ノ草国有林29林班か1小班	2.0289	5,215,557
ニッセイ安中の森	群馬県安中市松井田町大字坂本字 霧積山国有林127林班は1小班	1.2159	2,646,970
ニッセイ長崎の森	長崎県長崎市神浦北大中尾町 神浦岩脊戸国有林60林班い1小班	3.8653	8,781,152
(第16回・2008年度 合計)		10.4387	22,917,513
ニッセイ足寄の森	北海道足寄郡足寄町上足寄 上足寄国有林69林班い1小班	3.3350	3,663,523
ニッセイ別府の森	大分県別府市大字内成 コカノ原国有林1016林班は1小班	3.0945	8,406,054
ニッセイ熊本の森	熊本県熊本市真町 小萩国有林173林班に1小班	3.5374	10,164,907
(第17回・2009年度 合計)		9.9669	22,234,484
ニッセイ日高の森	北海道沙流郡平取町振内 振内国有林1008林班に1小班	2.0000	3,796,140
ニッセイ常陸太田の森	茨城県常陸太田市折橋町横川 横川入国有林2037林班い1小班	2.8500	5,947,797
ニッセイ筑前の森	福岡県朝倉郡筑前町 大谷国有林2林班よ1小班	4.6873	14,969,335
ニッセイ霧島の森	鹿児島県始良郡湧水町 般若寺国有林3092林班ち1小班	1.9749	4,239,080
(第18回・2010年度 合計)		11.5122	28,952,352
ニッセイ山形の森	山形県東村山郡山辺町畑谷 虚空蔵外4国有林267林班わ1小班	3.3628	11,281,130
ニッセイ豊橋の森	愛知県豊橋市岩崎町字内山 豊橋国有林1251林班い1, ろ1小班	2.5800	10,935,615
(第19回・2011年度 合計)		5.9428	22,216,745
ニッセイ支笏湖の森	北海道千歳市西森 西森国有林5250ほ1林小班	3.2330	5,568,489
(第20回・2012年度 合計)		3.2330	5,568,489
ニッセイ北空知の森①	北海道深川市湯内 納内国有林533林班は1小班	1.4541	1,208,137
ニッセイ北空知の森②	北海道深川市湯内 納内国有林533林班は1小班	1.5772	1,333,829
ニッセイ盛岡の森	岩手県岩手郡雫石町長山字網張国有林784林班る4小班	1.3916	1,495,995
ニッセイ黒保根の森	群馬県桐生市黒保根町下田沢字赤面赤面国有林418小班へ1小班	1.5846	4,036,486
(第27回・2019年度 合計)		6.0075	8,074,447
		432.0686	786,628,458

独立監査人の監査報告書

2021年4月23日

公益財団法人 ニッセイ緑の財団
理事会 御中

田原公認会計士事務所
東京都品川区
公認会計士 田原 健一郎



<財務諸表等監査>

監査意見

私は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益財団法人 ニッセイ緑の財団の2020年4月1日から2021年3月31日までの2020年度の貸借対照表、損益計算書（公益認定等ガイドラインI-5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書について監査し、あわせて、正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうか

かとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

私は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 23 条の規定に基づき、公益財団法人 ニッセイ緑の財団の 2021 年 3 月 31 日現在の 2020 年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

私は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監事監査報告書


私ども監事は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第28回事業年度における理事の職務の執行の状況について報告を受けるとともに、当該事業年度に係る事業報告書について慎重な検討を加え、その他必要と思われる監査手続きを実施した結果、次のとおり報告致します。

監査の結果

- 1 事業報告書は、法令及び定款に従い、財団の状況を正しく示しているものと認めます。
- 2 理事の職務の遂行に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 3 財務諸表等及び財産目録に関する会計監査人田原公認会計士の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

公益財団法人 ニッセイ緑の財団

監事 垣見 隆 

監事 小林 一佳 